

生駒市 景観計画

■良好な景観の形成に関する方針

生駒市景観計画に示す「良好な景観形成の方針」については、以下の「基本理念・基本目標」を踏まえて、次ページ示す内容とします。なお、以下の基本理念・基本目標は景観形成基本計画に掲載します。

○基本理念・基本目標（骨子案）→ 景観形成基本計画に掲載

1. 基本理念

- ・「生駒山」を景観形成のベースにおき、上質な住宅都市としてふさわしい“質の高い”景観形成を図ります。
- ・山地と丘陵部の立面的な“緑”を保全していくとともに、歴史的・文化的遺産を守り、それと調和する景観形成を図ります。
- ・ゆとりある住宅都市を形成するために必要な機能、都市づくりを進め、車・鉄道等から見える眺望景観への配慮を進めます。
- ・市民と行政との協働により、一体となって良好な景観形成に取り組んでいきます。

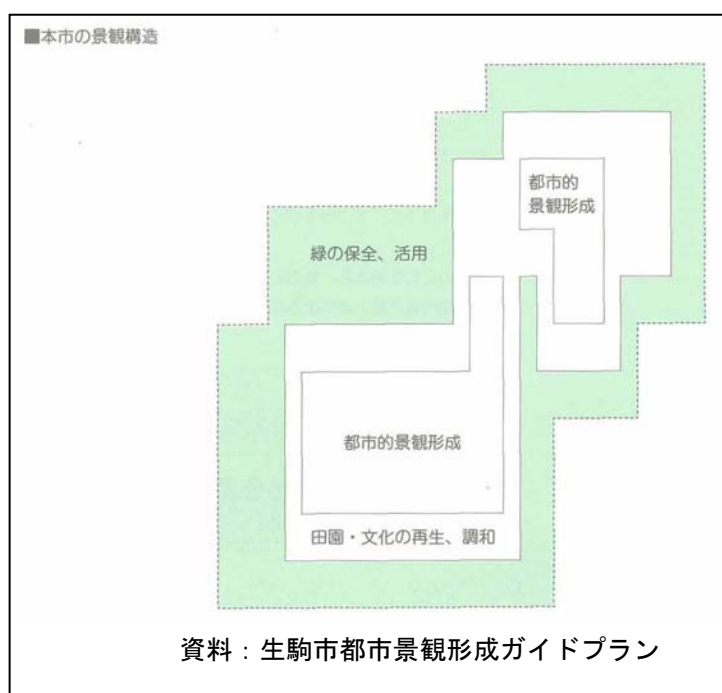
2. 基本目標

(1) 基本目標

- ・景観形成を図るうえでのキーポイントは、「シンボル生駒山」などのおいをもたらす“豊かな緑”、だれもが楽しく生活できる“人にやさしいまち”、景観をつくり育ていく“市民”です。
- ・これらがさまざまに機能するとき、本市全体の景観に魅力と個性が生まれてきます。
- ・このことを踏まえ、魅力的で風格のある“生駒らしい”都市景観形成を着実に進めるため、生駒市都市景観形成ガイドプランでは、「一みんなでつくる“やさしさ”と“うるおい” — 緑の文化公園都市 いこま」を目標像に設定しており、本景観計画もそれを踏まえるものとします。
- ・景観には、風景として目に見えるものだけでなく、そこで暮らしている人々の歴史、文化、生業など、目に見えない内面の部分も含まれています。
- ・このことから、今後、良好な景観を形成していくためには、市民と行政との協働を進めることで、一体となって取り組んでいくことが重要となっています。
- ・行政としては、市民が主体的に行う景観形成の取り組みを支援することで、良好な景観形成を行うこととします。

(2) 景観構造

- ・市域の周辺を生駒山地、矢田丘陵及び西の京丘陵の豊かな緑がとりまき、この市域を囲む「緑の縁」は本市の景観にうるおいとやすらぎを与えています。
- ・これら山地・丘陵がつくる「緑の稜線」に包まれた中に、市街地、開発住宅地があり、このような「緑の稜線」と「市街地」の間には農地や緑地があつて、農村集落が形成されており、歴史文化的な遺産も残されています。
- ・このような景観構造から、本市の景観形成においては「緑の保全、活用」と「都市的景観の形成」、そして、この2つの中間緩衝帯となる「田園・文化の再生、調和」の3つのエリアを考慮していきます。



○生駒市全域に共通する良好な景観形成の基本方針

景観形成基本計画に示す本市の景観構造を踏まえ、基本目標である「みんなでつくる“やさしさ”と“うるおい”緑の文化公園都市」の実現を目指すため、以下に示す基本方針を設定します。

緑が映える「自然景観」を保全しつつ活用を図る

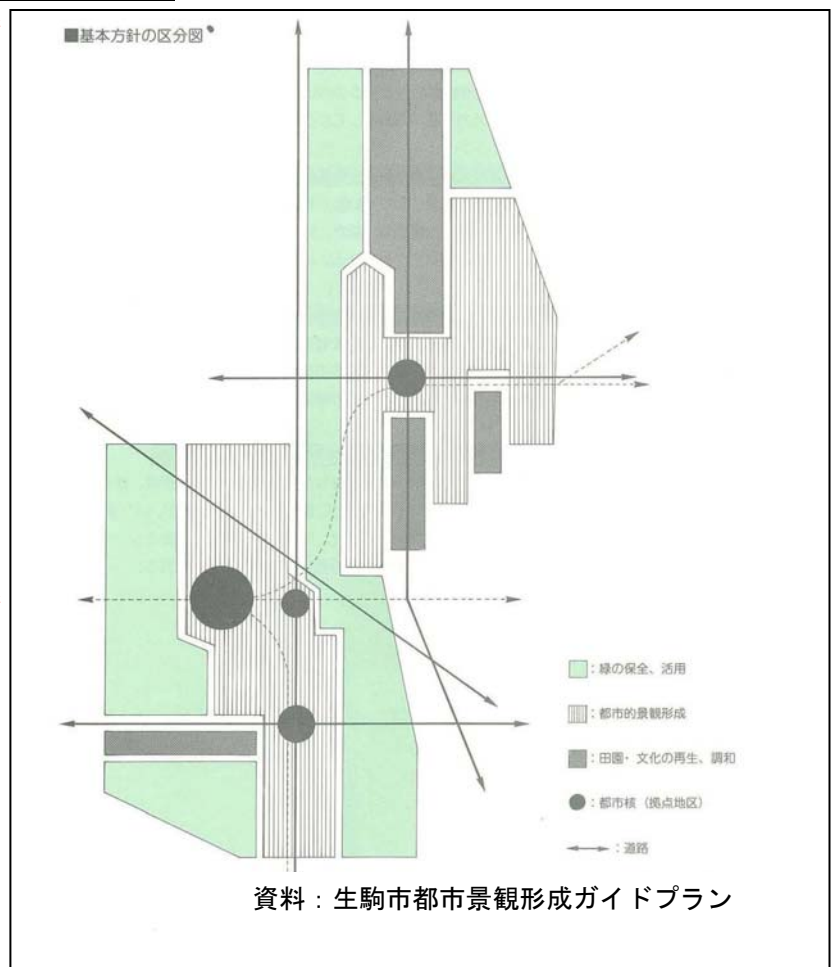
- ・本市の景観の背景となっている「緑の稜線」を保全するとともに、豊かな自然の維持、再生に努めます。
- ・緑や水など豊かな自然については、市民に身近なものとして憩いの場などに活用します。
- ・自然景観は、市街地等からの視対象となるため、自然の中の建築物等においては、周辺との調和に配慮するものとします。

ふるさと感じさせる「田園景観」を形成する

- ・緑地や田園など身近な緑の景観をまもり、育むとともに、憩いの場などに活用を図ります。
- ・点在する神社、仏閣などの歴史遺産等について、その周辺を含めた保全と調和を図ります。
- ・地域で暮らす人々の歴史、文化、生業と一体となったふるさと景観の形成、保持に努めます。
- ・田園景観は、自然景観と市街地景観の中間に位置しているため、市街地の縁辺部と自然とが調和した良好な景観形成を図ります。

うるおいとにぎわいのある「市街地景観」をつくる

- ・緑豊かでうるおいのある良好な市街地景観を創造、形成、維持するとともに、安全性やわかりやすさなどに配慮した“人にやさしい”まちづくりに沿った景観形成に努めます。
- ・駅周辺などの人が集まる地区においては、にぎわいと楽しさのある拠点景観の形成に努めます。
- ・今後、新たな開発が進められる地区においては、事業者や周辺の住民と協議を行うことで、地区として統一された景観形成に努めます。
- ・幹線道路などの沿道においては、街並みの連続性や、眺望景観などに配慮することで、周辺環境と調和した沿道景観の形成を図ります。



○地域別の良好な景観の形成に関する方針

	良好な景観の形成に関する方針
市街地景観区域	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な住宅地景観を維持するとともに、ゆとりとうるおいのある市街地景観を形成します。 ○地域の特性や状況に応じ、それぞれの地域の生活スタイルに対応した、暮らしやすく個性ある住宅地景観を形成します。 ○だれもが安心して楽しく生活できるよう、安全で快適な住環境の形成を図ります。 ○大規模建築物については、形状、デザイン、色彩などについて十分な協議を行い、周辺の自然環境や街並みとの調和に配慮します。また、擁壁については、可能な限り緑化に努めることで、周辺の緑との調和を図ります。 ○商業地については、にぎわいと活気を感じられる景観形成を図ります。 ○今後新たに開発が行われる地区においては、建築物等の形状、デザイン、色彩などについて行政、事業者、住民で十分な協議を行い、周辺の自然環境や街並みとの調和を図ります。
田園景観区域	<ul style="list-style-type: none"> ○四季折々の風景を醸し出すふるさと景観として、田園風景を保全します。 ○田園景観は、市街地景観と自然景観を連携する位置にあるため、建築物等においては、近接する山なみに対する眺望景観に配慮するとともに、周辺の田園景観との調和を図ります。 ○各種の造成行為においては、可能な限り緑化に努めることで、田園景観に調和するような景観づくりへの誘導を図ります。 ○高山地区など、「地場産業」がつくる本市の独特な景観については、本市の貴重な景観資源として保全することで、次世代に引き継いでいきます。 ○田園集落の中に点在する寺社林や斜面緑地などの緑と、周辺の集落との調和を図ります。 ○市街地に近接する緑は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるものであり、これらを連携させることで、緑のネットワーク化に配慮します。
自然景観区域	<ul style="list-style-type: none"> ○生駒山や矢田丘陵などの恵まれた自然景観を保全します。 ○建築物等においては、周辺の緑と調和するように、可能な限り緑化に努めるとともに、屋根については、山なみに配慮した形状となるように配慮します。 ○恵まれた自然や緑を活用することで、市民が憩い親しめる空間の形成を図ります。 ○緑の稜線を保全・確保するとともに、視対象としての眺望景観に配慮します。
景観配慮地区	<p>市内の景観上重要な部分について、地区ごとに方針を設定します。</p> <p>(拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺などにおいて、地域の特性を持った拠点 <p>(歴史文化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化的遺産やその周辺 <p>(水辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○竜田川や富雄川、くろんど池などの水辺空間 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生駒山や矢田丘陵などからの眺望景観や、南部地域の棚田景観など ○開発等により新たに市街地等が形成される地区

		良好な景観の形成に関する方針
景観形成地区	広域幹線沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和した連続感のある沿道景観を形成します。 ○派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など、建築物や工作物の形態及び意匠を整えます。 ○建築物等の沿道からの後退、駐車場等の緑化への配慮などを行うことで、ゆとりとるおいの感じられる沿道景観を形成します。 ○道路軸方向の緑の稜線の遠望や該当するエリア（区域、地区）の景観特性に配慮することにより、周辺景観と調和した良好な沿道景観づくりに努めます。 ○沿道景観に大きな影響を与えている屋外広告物について、建築物に取り付けられている屋外広告物は建築物と同一の意匠とみなし、規制を強化します。
	生駒駅前北口再開発地区	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の「顔」としての市街地景観の形成を図るとともに、うるおいとにぎわいのある都市空間を形成します。 ○安全で楽しく美しいまちづくりを目指し、景観阻害要因への対策を進めます。 ○建築物だけでなく、歩道や公開空地なども含め、地区を一体的にデザインすることで、良好な景観を形成します。 ○今後の事業推進にあたっては、権利者や周辺住民、事業者、行政などの間で情報の共有を図るとともに、協働の取り組みを行うことで、魅力のある玄関口にふさわしい景観づくりを行います。

■景観重要建造物・樹木の指定方針

○他景観行政団体における景観重要建造物・樹木の指定の方針

	景観重要建造物の指定方針 ^{※1}	景観重要樹木の指定方針 ^{※1}
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史、文化等からみて、建造物（これらと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴^{※2}を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること <p>※1：「指定方針」とは、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物を除く。</p> <p>※2：「景観上の特徴」とは、歴史的な外観など、優れた外観。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史、文化等からみて、樹容^{※2}が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。 <p>※1：文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木を除く。</p> <p>※2：「樹容」とは樹木の高さ、枝ぶり、幹の太さなど。</p>
橿原市	<p>景観重要建造物の制度は、良好な景観の形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）を指定するものであり、外観が景観上の特色を有し、以下のいずれかに該当する建造物に対して指定することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①歴史的な集落・街道の景観を構成する歴史的建造物 ②中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの ③地域に広く愛されている建造物（地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているもの） 	<p>景観重要樹木の制度は、良好な景観の形成に資する樹木を指定するものであり、歴史的・文化的意義や特徴的な樹容を有し、以下のいずれかに該当する樹木に対して指定することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①歴史的な集落・街道の景観を構成する樹木 ②中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの ③地域に広く愛されている樹木（地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているもの）
奈良県	方針なし	方針なし
箕面市	<p>次に示す特徴を持つ建造物について、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の都市景観を特徴づけている建造物 ・歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物 ・市民に親しまれている建造物 ・都市景観の形成のために市長が必要と認める建造物 	方針なし
守山市	<p>市民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見でき、次に示す項目に該当する建築物等を景観上重要な建造物として指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導しまたは継承し特徴づけている建造物 ○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れた地域固有の建造物 ○伝統的様式や技法で構成され、守山の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物 	<p>樹高があり樹幹も太く、葉ぶりが良好である単独あるいは一団の樹林を形成しているもの（以下「樹木等」という。）で市民に親しまれている樹木等で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木等を景観上重要な樹木として指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に親しまれ周辺景観を先導しまたは継承し特徴づけている樹木 ○地域の自然、歴史文化などから見て、特に価値が高いと認められる樹木 ○地域景観の形成に取り組み上で重要な位置にあるもの

	景観重要建造物の指定方針	景観重要樹木の指定方針
宇治市	<p>道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの ○地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの 	<p>道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの ○地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

○生駒市の景観重要建造物・樹木の指定の方針（案）

	景観重要建造物の指定方針	景観重要樹木の指定方針
生駒市	<p>次に示す特徴を持つ建造物について、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観を特徴づけている建造物 ・歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物 ・市民に親しまれている建造物 ・良好な景観の形成のために市長が必要と認める建造物 	<p>次に示す特徴を持つ樹木について、所有者の意見を聴いた上で景観重要樹木として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観を特徴づけている樹木 ・地域の自然、歴史文化などから見て、価値が高いと認められる樹木 ・市民に親しまれている樹木 ・良好な景観の形成のために市長が必要と認める樹木